

令和 7 年度

りんごっ子公園遊具更新工事

公募型プロポーザル実施要領

豊丘村役場 建設環境課 土木係

1. 目的

りんごっ子公園は豊丘村立豊丘北小学校の西に位置する公園で、多くの子ども達の交流の場、憩いの場として利用されてきたが、開設から 30 年以上経過しており、遊具の老朽化が著しく、地元からの要望も踏まえ、撤去のうえそれに代わる新たな遊具の整備を行うこととなった。

整備する遊具については、3 歳から 12 歳までの幅広い年齢層の子供たちが利用することを想定しており、公園利用者に喜ばれ、長く安全に利用してもらうために、公募型プロポーザル方式により、豊富な経験と専門知識を有する事業者から企画の提案を求め、優れた提案者を工事請負候補者として選定することを目的とする。

2. 事業概要

(1) 工事名

令和 7 年度 りんごっ子公園遊具更新工事（以下「本工事」という。）

(2) 発注方式

本工事は、既設遊具の撤去と、新たな遊具等の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

(3) 工事等の内容

本工事は「令和 7 年度 りんごっ子公園遊具更新工事 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

(4) 工期

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日まで

(5) 工事場所

豊丘村大字河野 8387 番 1

(6) その他

遊具等は、(一社)日本公園施設業協会が認定する SP 又は SPL マーク適用製品とする。

※日よけ、雨よけ施設を除く。

3. 実施形式 公募型プロポーザル

4. 総工事上限価格

64,900,000 円（税込み）を想定

※金額は提案上限額であり契約時の予定価格を示すものではない。

※契約に当たっては、「16. 契約手続」に基づき決定する。

5. 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、参加表明時、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 令和 4・5・6 年度豊丘村建設工事入札参加資格者名簿に「土木」又は「とび」工事の登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) (一社)日本公園施設業協会 SP 又は SPL 認定製品を設置できる者であること。

- (4) 平成 27 年度以降、複合遊具※を含む遊具設置工事（国又は地方公共団体が発注したもの）を元請として施工した実績を参加表明者及びその配置予定技術者が有していること。

※複合遊具：「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S：2024）」（（一社）日本公園施設業協会）の規定による。

- (5) 配置予定技術者は、1 級土木施工管理技士で、（一社）日本公園施設業協会技術資格者制度の公園施設製品安全管理士又は公園施設製品整備技士の資格を有すること。
- (6) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 豊丘村暴力団排除条例（平成 23 年豊丘村条例第 22 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (9) 豊丘村で行うプレゼンテーション及び受注後の打合せ等に参加できること。

6. 契約候補者審査のスケジュール（予定）

項目	期日	備考
プロポーザルの公告 ・実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 8 日（火）	村ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和 7 年 4 月 16 日（水）	午後 5 時まで受付
質問書に対する回答	令和 7 年 4 月 22 日（火）～ 令和 7 年 4 月 28 日（月）	村ホームページに掲載
参加表明書等の提出期限	令和 7 年 5 月 7 日（水）	午後 5 時まで受付
参加資格の確認通知	令和 7 年 5 月 12 日（月）	
企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 30 日（金）	午後 5 時まで受付
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和 7 年 6 月上旬	
審査結果の通知・公表	令和 7 年 6 月上旬	
契約締結	令和 7 年 6 月中旬	

7. 質問受付及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 5 時必着
- (2) 質問の方法等

質問がある場合には、質問の要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式 1）を電子メールで「19. 担当部局」へ提出すること。その際、電子メールの件名に「遊具プロポーザル質問書」と記載すること。併せて提出した旨を電話にて「19. 担当部局」へ連絡すること。

なお、質問は「5. 参加資格要件」を満たす者のみから受け付けるものとする。

- (3) 回答

寄せられた全ての質問及び回答については、下記の期間に豊丘村ホームページで公表する。また、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

なお、口頭や電話による質疑、照会及び本要領又は要求水準書に関する内容以外については、原則回答しない。

令和 7 年 4 月 22 日（火）～令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 5 時 15 分

8. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和7年5月7日(水)午後5時必着

(2) 提出書類

書 類	様式
参加表明書	様式2
参加者の平成27年度以降に完了した「5.参加資格要件」の(4)に定める工事の実績	様式3
配置予定技術者の工事経歴書(「5.参加資格要件」の(5)を満たす配置予定技術者の(4)に定める工事の経歴)	様式4
様式3及び4で記載した工事のコリンズ又は契約書等(複合遊具設置が分かるもの)の写し	A4判
(一社)日本公園施設業協会発行のSPマーク表示認定企業認定証の写し	A4判

(3) 提出部数 正本1部

(4) 提出先

「19. 担当部局」

(5) 提出方法

持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る)により提出すること。郵送の場合は封筒(会社名を記載してあるもの)に朱書きで「プロポーザル参加表明書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「19. 担当部局」へ連絡すること。

9. 参加資格の確認通知

(1) 通知期限 令和7年5月12日(月)までに、参加の可否を通知します。

(2) 通知方法 参加表明書に記載された電子メールアドレスへ通知します。

10. 現地確認

現地確認は、公園利用者の妨げにならない範囲で自由に行うことができる。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年5月30日(金)午後5時必着

※なお、提案数は1者につき1案に限る。

(2) 提出書類

書 類	様式
企画提案書(表紙)	様式5
工事実施体制	様式6
企画提案書	様式自由 「12.(2)」参照
工事工程表	様式自由
設置後20年間に想定される豊丘村の維持管理内容及び修繕等の費用を示す資料	様式自由
工事見積書	様式自由(消費税及び地方消費税を含む額)

(3) 提出部数 正本1部、副本15部(副本は複写でも可)

提出書類の電子データを収録したCD-R等1枚(ファイル形式:PDF)

(4) 提出先

「19. 担当部局」

(5) 提出方法

持参又は郵送(一般書留、簡易書留、レターパックプラスに限る)により提出すること。
郵送の場合は封筒(会社名を記載してあるもの)に朱書きで「プロポーザル企画提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「19. 担当部局」へ連絡すること。

12. 企画提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 企画提案書の無効

本プロポーザルは、本工事の契約候補者を選定するために必要な事項について提案を求めるものであり、本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、失格とする場合がある。

② 工事の実施方針等

工事の実施方針、実施体制、工程計画その他の記載にあたっては、簡潔に記載すること。

③ 実施体制

主任技術者及び現場代理人は、専任とすること(ただし、契約金額4,500万円未満の場合、非専任とすることができる。)。また、参加表明日以前に、3ヵ月以上の直接的な雇用関係がある者であること。

(2) 企画提案書(様式自由)

① A4判又はA3判折りたたみA4製本で作成し、本文の文字サイズは、10ポイント以上を基本とし、特別に大きな図面等が必要な場合には、A3判以下にて提案書の中に折り込み、「1. 目的」を理解のうえ、「13. 技術提案を求める範囲」に記した項目の順に記載すること。

- ② 提案内容は、その考え方等について、文章、表、図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識を有していなくても、評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。

(3) 工事見積書（様式自由）

工事見積書は、要求水準書の「2. 工事内容等」に基づき、具体的な積算内訳を記載ください。また、一式計上したものについては、必ずその内容が明らかになるよう内訳書および単価表を作成のうえ、添付してください。

13. 技術提案を求める範囲

(1) テーマ・コンセプト

りんごっ子公園の美しい環境や周囲と雰囲気が調和するよう配慮するとともに、障がいの有無や年齢、性別などに関係なく、広く地域の方々に親しまれるようなインクルーシブを重視したデザインとし、子どもが何度訪れても飽きない魅力的な遊具の提案を求める。

(2) 遊具の構成要素

前述の「2. (6) その他」を満たしたうえで、下記課題に対する技術提案を求める。

- ・ 子供の発達年齢に合わせた遊具の構成
- ・ 多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が盛り込まれ、子どもたちの想像力・冒険心を育むような魅力のある要素
- ・ 周辺施設や景観との調和
- ・ 近隣市町村、豊丘村内にない独創性のある遊具

(3) 安全配慮

- ・ 子どもたちが安心して遊具で遊べるように、遊具と遊具周辺の安全配慮への提案を求める。

(4) 維持管理

各使用材料別に検討するとともに、遊具全体の維持管理の負担を低減できる対策の提案を求める。（下記について示すこと。）

- ・ 耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易にできるか。
- ・ 設置後 20 年間のメンテナンス計画及び維持管理費等内訳

(5) 配置提案

- ・ 利用する側、見守る側の双方の視点に立ち、周辺施設との回遊性を考慮した配置提案を求める。
- ・ 障がいのある子どもたちの視点に立ち、動線等を考慮した配置提案を求める。
※現状の地形を利用した配置とすること。

(6) 工事全般

本工事を行う際の施工方法（安全対策等）について提案を求める。

※工程計画については、「11 (2) 工程計画表」により示すこと。

14. 審査方法等

(1) 審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、豊丘村りんごっ子公園遊具更新工事提案審査委員会（15名）（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は、非公開とする。

(2) 審査方法

提出書類、プレゼンテーション・ヒアリング等を「15. 評価内容」により総合的に評価し、以下の方法で契約候補者を選定する。

審査委員会の全委員の合計得点（以下、「総合得点」という。）が高い者から順位付けを行い、最も総合得点が高い者を優先契約候補者とし、次に総合得点が高い者を次点契約候補者として選定する。なお、総合得点が高点の場合は、工事見積書の額が安価な者を高い順位とする。

また、提案者が1者の場合においても、審査を実施するものとする。

ただし、いずれの場合においても、総合得点が満点の50%以下となった者は、契約候補者としない。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査の要領

- ① 順番は、参加表明書の提出（受付）順とする。
- ② 各提案者の出席者は、配置予定の主任技術者を含め3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションは、1者につき30分以内とし、その後の質疑応答（ヒアリング）を15分とする。なお、パソコンを用いる際は、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンは村で準備する。）。
- ④ プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細日程は、提案者に別途通知する。
- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリング時の追加資料の配布は認めない。

(4) 審査結果の公表

審査結果（優先契約候補者名）は、豊丘村ホームページで公表する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、契約候補者の選定後、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加した全提案者に以下の事項を書面で通知する。なお、審査の内容・経過については公表しない。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

- ・通知を受ける者の評価の着目点ごとの得点
- ・優先契約候補者名と評価の着目点ごとの得点
- ・その他の提案者名のない評価の着目点ごとの得点一覧

15. 評価内容

令和 7 年度 りんごっ子公園遊具更新工事 プロポーザル評価基準

本プロポーザルにおける企画提案者の評価は、審査委員会において審査し決定する。審査委員は、下表の評価基準の各評価項目について採点し、算出された評価点数により評価するものとする。

(1) 評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
テーマ・コンセプト	指定したテーマ・コンセプトに合致し、本公園の遊具としてふさわしい提案となっているか。	10
	障がいのある子どもたちもいっしょに楽しく遊べる遊具があるか。	10
遊具の構成要素	子どもの発達年齢に合わせた遊具の構成となっているか。	10
	多様な遊びの形態(のぼる、すべる、くぐる等)が盛り込まれ、子どもたちの想像力・冒険心を育む遊具となっているか。	10
	周辺施設や景観との調和がとれているか。	10
	近隣市町村、豊丘村内にない独創性のある遊具となっているか。	10
安全配慮	子どもたちが安心して遊具で遊べるように、遊具と遊具周辺の安全配慮が十分に行われているか。	10
維持管理	耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易にできるか。	5
	設置後 20 年間のメンテナンス計画及び維持管理費用等が優れているか。	10
配置提案	利用する側、見守る側の双方の視点に立ち、周辺施設との回遊性を考慮した配置提案となっているか。	10
	障がいのある子どもたちの視点に立ち、動線等を考慮した配置提案となっているか。	10
その他	企画提案書等の提出書類のまとめ方に創意工夫があり、事業に対する取組意欲が感じられるか。	5
	価格を抑えた提案となっているか。	10
	「5. 参加資格要件」の(4)に定める工事の実績が十分あるか。	5
	提案内容の実現に十分な工程及び実施体制となっているか。	5
合 計		130

(2) 採点方法

各評価の着目点について、A～E の 5 段階評価を行う。

- ① 評価の着目点ごと 5 点満点とし、A＝5 点、B＝4 点、C＝3 点、D＝2 点、E＝1 点、として換算する。
- ② 評価の着目点ごとの評価点数は、配点×5 段階評価の換算点数とし、合計したものを審査委員の評価点数とする。(満点＝650 点)

16. 契約手続

「14. 審査方法等」の審査により選定された優先契約候補者は、企画提案書及び工事見積書の内容に基づき、工事内容の詳細や工事の遂行に必要な具体的仕様条件などについて豊丘村と協議を実施する。その際、必要に応じて企画提案書等の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映させ、随意契約の手続を進めるものとする。

なお、協議の結果、合意にいたらない場合は、次点契約候補者と契約締結に向けて同様の協議を行う。

(1) 契約保証金

豊丘村財務規則（昭和 57 年規則第 5 号）第 124 条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(2) 工事見積書

豊丘村と協議する契約候補者は、企画提案において提出した工事見積書の内訳を示した見積書を提出すること。

見積書には、土工・基礎工・処分費等が分かる内訳書、数量計算書、平面図、立面図、構造図等を添付すること。豊丘村の精査の結果、見積金額が過大であると判断した場合、両者協議により金額を変更することができるものとする。

なお、契約締結後、各種数量等に異同が発生した場合は、両者協議により契約上限額を超えない範囲で変更できるものとする。ただし、豊丘村がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

17. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「5. 参加資格要件」を満たすことができなくなった場合
- (2) 本要領に定める手続以外の方法により、豊丘村の職員又は豊丘村の関係者に本プロポーザルに関する援助を求めた場合
- (3) 正当な理由がなくプレゼンテーション・ヒアリング審査の時間に遅れた場合
- (4) 各書類の提出方法及び提出期限が、豊丘村がやむを得ない事由があると認めた場合を除きこの要領の定めに適合しない場合
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が、豊丘村がやむを得ない事由があると認めた場合を除き記載されていない場合
- (6) 提出書類等で虚偽の内容が記載されている場合
- (7) その他

提出された書類が次に該当する場合は失格とする場合がある。

- ・ 所定の様式に適合しない場合
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

18. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するための企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリング審査に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提案者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として提案者に帰属するが、採用した企画提案書等の著作権は、豊丘村に帰属する。
- (4) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない事由であって、企画提案書に記載した配置予定技術者と同等以上の者であると豊丘村が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。ただし、開示請求があった場合には、豊丘村公文書公開条例（平成 11 年条例第 7 号）に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。
なお、本プロポーザルの契約候補者の選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の開示とする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、豊丘村はいかなる責任も負わない。
- (7) 参加表明後、やむを得ない事情で辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。

19. 担当部局

豊丘村役場 建設環境課 土木係 （担当）小椋・伊藤
住 所 〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120 番地
電 話 0265-35-9054
F A X 0265-35-9065
E-mail doboku@vill.nagano-toyooka.lg.jp